

令和 6 (2024) 年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について

1. 「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）研究者使用ルール（補助条件）」の主な変更点

令和 6 (2024) 年度	令和 5 (2023) 年度
<p>(略)</p> <p>1 総則</p> <p>(略)</p> <p>【用語の定義】 <u>1-2 この補助条件において、用語の定義は取扱要領第 3 条に定める定義に従うものとする。</u></p> <p>【補助事業者の責務】 <u>1-3</u> 研究代表者は、補助金が国民から徴収された税金等で賄われるものであることに留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。</p> <p>【補助金の管理】 <u>1-4</u> 研究機関に所属する研究代表者であつて、かつ、当該研究機関に補助金の管理を委任した者は、日本学術振興会が別に定める「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）の使用について各研究機関が行うべき事務等（<u>令和 6 (2024) 年度</u>）」に従って当該研究機関に補助金の管理を行わせるとともに、この補助条件に定める諸手続を当該研究機関を通じて行わなければならない。研究代表者が所属する研究機関を変更した場合又は研究機関に所属しない研究代表者が、新たに研究機関に所属することとなった場合も、同様とする。 所属する研究機関が補助金の管理の委任を承諾しなかった研究代表者又は研究機関に所属しない研究代表者は、補助金を新たに本人名義で開設した専用の銀行口座で管理し、補助事業完了時まで当該口座を解約しなければならない。</p> <p>【研究活動の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保等】 <u>1-5</u> 研究代表者は、科学者に求められる行動規範を遵守するとともに、自身の研究活動の公</p>	<p>(略)</p> <p>1 総則</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>【補助事業者の責務】 <u>1-2</u> 研究代表者は、補助金が国民から徴収された税金等で賄われるものであることに留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。</p> <p>【補助金の管理】 <u>1-3</u> <u>取扱規程第 2 条に規定する研究機関（以下「研究機関」という。）</u>に所属する研究代表者であつて、かつ、当該研究機関に補助金の管理を委任した者は、日本学術振興会が別に定める「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）の使用について各研究機関が行うべき事務等（<u>令和 5 (2023) 年度</u>）」に従って当該研究機関に補助金の管理を行わせるとともに、この補助条件に定める諸手続を当該研究機関を通じて行わなければならない。研究代表者が所属する研究機関を変更した場合又は研究機関に所属しない研究代表者が、新たに研究機関に所属することとなった場合も、同様とする。 所属する研究機関が補助金の管理の委任を承諾しなかった研究代表者又は研究機関に所属しない研究代表者は、補助金を新たに本人名義で開設した専用の銀行口座で管理し、補助事業完了時まで当該口座を解約しなければならない。</p> <p>【研究活動の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保等】 <u>1-4</u> 研究代表者は、科学者に求められる行動規範を遵守するとともに、自身の研究活動の公</p>

正性及び透明性を確保し、科研費に関わる活動の説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。

また、研究活動における不正使用、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）若しくは不正行為が行われること、又は関与することがあってはならない。

2 補助金の使用

(略)

【使用の制限】

2-6 補助金は、次の経費として使用してはならない。

- ① 建物等の施設に関する経費（補助金により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。）
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者の人件費・謝金
- ④ 上記のほか、研究に直接関係のない経費

(略)

3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）

(略)

【研究代表者の応募資格の喪失等】

3-3 研究代表者は、奨励研究の応募資格を失くなる場合、補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-2」又は「3-2-1」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。ただし、奨励研究の応募資格を失くなる研究代表者が、次の要件を満たし、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者となる場合であって、当該年度の補助金の使用を希

正性及び透明性を確保し、科研費に関わる活動の説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。

また、研究活動における不正使用（故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用）、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）若しくは不正行為（発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用）が行われること、又は関与することがあってはならない。

2 補助金の使用

(略)

【使用の制限】

2-6 補助金は、次の経費として使用してはならない。

- ① 建物等の施設に関する経費（補助金により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。）
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者の人件費・謝金
- ④ その他、研究に直接関係のない経費

(略)

3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）

(略)

【研究代表者の応募資格の喪失等】

3-3 研究代表者は、奨励研究の応募資格を有しなくなる場合、補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-2」又は「3-2-1」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。ただし、研究代表者が、「令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A）」、「令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（基盤研究（B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究」「令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領

望する場合はこの限りでなく、様式C-34-1「勤務先等変更届」により、速やかにその旨を日本学術振興会に届けなければならない。

<要件>

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

(略)

4 実績の報告

(略)

【翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】

4-2 「2-5」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度にわたる補助金の使用を行う場合には、研究代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-32-2「実績報告書（収支決算報告書（2）」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和8(2026)年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内）に、様式C-32-1「実績報告書（収支決算報告書）」（様式C-39-1「収支簿（個人管理用）」の写し、様式C-39-2「収支証明書類」及び預金通帳の写し又は口座内容及び取引実績の記録を確認できるものの写しを添付）及び様式C-33「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。

所属する研究機関に補助金の管理を委任した研究代表者については、上記「4-2」に代えて下記「4-2-1」のとおりとする

【翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】

4-2-1 「2-5」の規定に基づき、補助事業の期間

（学術変革領域研究（A・B）、特別研究促進費）」、「令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（学術変革領域研究（A）（公募研究）、新学術領域研究（終了研究領域）」、「令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（研究活動スタート支援）」及び「令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（国際共同研究加速基金（海外連携研究）」に定める応募資格を有する研究者となることにより、奨励研究の応募資格を有しなくなる場合であって、当該年度の補助金の使用を希望する場合はこの限りでなく、様式C-34-1「勤務先等変更届」により、速やかにその旨を日本学術振興会に届けなければならない。

(略)

4 実績の報告

(略)

【翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】

4-2 「2-5」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度にわたる補助金の使用を行う場合には、研究代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-32-2「実績報告書（収支決算報告書（2）」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和7(2025)年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内）に、様式C-32-1「実績報告書（収支決算報告書）」（様式C-39-1「収支簿（個人管理用）」の写し、様式C-39-2「収支証明書類」及び預金通帳の写し又は口座内容及び取引実績の記録を確認できるものの写しを添付）及び様式C-33「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

所属する研究機関に補助金の管理を委任した研究代表者については、上記「4-2」に代えて下記「4-2-1」のとおりとする

【翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】

4-2-1 「2-5」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度にわたる補助金の使用を行う場合には、研究代表者は、補

を延長するとともに、翌年度にわたる補助金の使用を行う場合には、研究代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-32-2「実績報告書(収支決算報告書(2))」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和8(2026)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、様式C-32-1「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-33「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。)。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。

5 研究成果報告書等の提出

(略)

【研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い】

5-2 研究代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」(様式C-19、様式C-41、様式F-19-1、様式F-19-2)又は「研究経過報告書」(様式C-21、様式C-42、様式F-21)を提出期限までに提出しない場合には、研究代表者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない)。

6 研究成果の発表

(略)

7 その他

(略)

助事業を開始した年度の終了時において、様式C-32-2「実績報告書(収支決算報告書(2))」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和7(2025)年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、様式C-32-1「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-33「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない(研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開される。))。

5 研究成果報告書等の提出

(略)

【研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い】

5-2 研究代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」(様式C-19、様式C-41、様式F-19-1、様式F-19-2、様式Z-19)又は「研究経過報告書」(様式C-21、様式C-42、様式F-21、様式Z-21)を提出期限までに提出しない場合には、研究代表者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない)。

6 研究成果の発表

(略)

7 その他

(略)

2. 「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

令和6(2024)年度	令和5(2023)年度
(略)	(略)
1 申請資格の確認	1 申請資格の確認
(略)	(略)
2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め	2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め
(略)	(略)
3 研究機関が行う事務の内容	3 研究機関が行う事務の内容
(略)	(略)
<p>【使用の制限】</p> <p>3-11 直接経費は、次の費用として使用しないこと。</p> <p>① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。）</p> <p>② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費</p> <p>③ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金</p> <p>④ <u>上記のほか</u>、間接経費を使用することが適切な経費</p> <p>(略)</p>	<p>【使用の制限】</p> <p>3-11 直接経費は、次の費用として使用しないこと。</p> <p>① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。）</p> <p>② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費</p> <p>③ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金</p> <p>④ <u>その他</u>、間接経費を使用することが適切な経費</p> <p>(略)</p>
<p>【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】</p> <p>3-10 次の手続を行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 研究代表者の応募資格の喪失等 研究代表者が、奨励研究の応募資格を有しなくなる場合、補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-10②」に規定する手続により、補助事業を廃止するための手続を行うこと。ただし、<u>奨励研究の応募資格を有しなくなる研究代表者が、次の要件を満たし、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に「科研費の応募資格有り」として研究者情</u></p>	<p>【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】</p> <p>3-10 次の手続を行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>① 研究代表者の応募資格の喪失等 研究代表者が、奨励研究の応募資格を有しなくなる場合、補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-10②」に規定する手続により、補助事業を廃止するための手続を行うこと。ただし、研究代表者が、<u>「令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A）」、「令和5(2023)年度科学研究費助成事</u></p>

報が登録されている研究者となる場合であ
って、当該年度の補助金の使用を希望する
場合にはこの限りでなく、様式C-34-
1「勤務先等変更届」により、速やかにその
旨を届けなければならない。

<要件>

ア 研究機関 に、当該研究機関の研究
活動を行うことを職務に含む者として、
所属する者（有給・無給、常勤・
非常勤、フルタイム・パートタイムの別
を問わない。また、研究活動そのものを
主たる職務とすることを要しない。）で
あること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従
事していること（研究の補助のみに従
事している場合は除く。）

ウ 大学院生等の学生でないこと（ただ
し、所属する研究機関において研究活
動を行うことを本務とする職に就いて
いる者（例：大学教員や企業等の研究者
など）で、学生の身分も有する場合を除
く。）

(略)

【研究成果報告に係る手続】

3-12 次の手続を行うこと。

(略)

② 研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い

研究代表者が、科学研究費助成事業の他の
補助事業の「研究成果報告書」（様式C-1
9、様式C-41、様式F-19-1、様式
F-19-2）又は「研究経過報告書」（様
式C-21、様式C-42、様式F-21）
を提出期限までに提出しない場合には、上
記報告書を日本学術振興会に提出するま
で、研究代表者が実施する補助事業の執行
を停止すること（文部科学省又は日本学術
振興会が別に指示した場合は、その指示に
従うこと。）。

(略)

4 適正な使用の確保

(略)

5 研究活動における不正行為への対応

業－科研費－公募要領（基盤研究（B・C）、
挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究」、
「令和5（2023）年度科学研究費助成事業－科研
費－公募要領（学術変革領域研究（A・B）、
特別研究促進費）」、「令和5（2023）年度科学
研究費助成事業－科研費－公募要領（学術
変革領域研究（A）（公募研究）、新学術領域
研究（終了研究領域）」、「令和5（2023）年度
科学研究費助成事業－科研費－公募要領
（研究活動スタート支援）」及び「令和5
（2023）年度科学研究費助成事業－科研費－
公募要領（国際共同研究加速基金（海外連携
研究）」に定める応募資格を有する研究者
となることにより、奨励研究の応募資格を
有しなくなる場合であって、当該年度の補
助金の使用を希望する場合にはこの限りで
なく、様式C-34-1「勤務先等変更届」
により、速やかにその旨を届けなければな
らない。

(略)

【研究成果報告に係る手続】

3-12 次の手続を行うこと。

(略)

② 研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い

研究代表者が、科学研究費助成事業の他の
補助事業の「研究成果報告書」（様式C-1
9、様式C-41、様式F-19-1、様
式F-19-2、様式Z-19）又は「研
究経過報告書」（様式C-21、様式C-4
2、様式F-21、様式Z-21）を提出
期限までに提出しない場合には、上記報告
書を日本学術振興会に提出するまで、研究
代表者が実施する補助事業の執行を停止
すること（文部科学省又は日本学術振興会
が別に指示した場合は、その指示に従うこ
と。）。

(略)

4 適正な使用の確保

(略)

5 研究活動における不正行為への対応

(略)	(略)
6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等	6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等
(略)	(略)
7 その他	7 その他
(略)	(略)